# いじめ問題への対応マニュアル

熊本県立北稜高等学校

## いじめ問題の発見・連絡・通報等

・いじめ（心の）アンケートによる発見（年２回　６月・１２月）全校一斉
・クラス担任による日常的な観察（小さな変化の把握）→二者面談の実施
・家庭との日常的な連携（変化を見逃さない関係の強化）←定期的なクラス懇談会
・担任・副担任・部活動顧問など関係職員による定期的連絡の場の設定
・保健室来室者の要因把握と実態把握→生徒のつぶやき＝情報の共有化

## 初期対応（事実の確認・認識）→管理職への連絡･相談

・担任・副担任による被害生徒からの事情聴取　及び　加害者側生徒への事情聴取
・周囲の生徒（第三者的立場の生徒）からの客観的情報収集
・事実確認後の学年主任への連絡→養護教諭・特別支援教育コーディネーター・生徒支援教員との連携
・管理職等への報告（　学年主任　→　〈　生徒指導主事　〉　→　教頭　→　校長　）

## 人権教育推進委員会等における情報や現状認識の共有

・学年団における情報や認識の共有、今後の対応に関する意思統一
・生徒指導部による協議

a　情報や現状認識の共有
b　具体的な対応の検討
c　いじめの背景にあるものの本質の理解

## 臨時職員会議（事例の内容により開催）

深刻な事例は職員会議にて協議・今後の対応の決定

### 加害生徒への具体的対応

・生徒の言い分をしっかりと把握（理解）
・いじめは許されないことの指導（指導）

### 傍観者的生徒への具体的対応

傍観＝いじめという認識の指導
いじめを許さない意識の涵養

### 被害生徒への具体的対応

・心の支えになれることを第一に考慮（共感）
・生徒の成長を促す指導の心がけ（支援）

### 加害者側の保護者への連絡・連携

家庭訪問→正確な事実の伝達→保護者の心情の理解・共感→相手生徒（家庭）との関係改善→事後の密な連携

### 被害者側の保護者への連絡・連携

家庭訪問（できれば加害者側の担任も含めて）→正確な事実の伝達→保護者の心情の理解・共感→事後の密な連携

## 学校や学年全体の問題としての共有化

・事例の内容や程度によっては、学年集会や全校集会を開いて、いじめを許さない心情や雰囲気を醸成する
・生徒会活動との連携

### 指導の継続

担任･副担任による
日常的な見守り

### 外部機関と連携

被害生徒が事情を打ち
明けない場合は、外部機
関との連携も考慮する

## 教育委員会への報告

・報告書の作成（担当は〇〇〇〇）　→　教育委員会への報告
・対応の振り返り　→　対策の再検討